## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年11月12日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		タービン建屋において、床面4箇所(1階 2箇所、地下1階 2箇所)に亀裂が認められたため、当該箇所を修理。	GⅢ	
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(B)移送用流量計において、カバーガラス内面に水滴が付着 し指示が確認しづらい状態が認められたため、当該計器を清掃。	対象外	
3		非常用ガス処理系換気ファン(A)流量指示計及び記録計において、指示不良(ファン停止時に指示が800m3/hに上昇)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
4	その他	起動用変圧器18B点検に伴う事務本館電源切替において、事務本館所内低圧電源設備配電盤(パワーセンタ)(A)系しゃ断器の投入操作を実施したところ、動作不良(CUB. 5A「研修棟電源」、CUB. 2A、3B、3Cの「予備」しゃ断器が投入できない)が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理。	対象外	_